チ　業務を委託する場合における受託者による当該業務の遂行の管理に関する制度
リ　業務の記録の管理に関する制度
ヌ　業務の実施組織から独立した組織が行う監査に関する制度

第二百三十六条の二十五　法第百三十二条の十六第二項第一号の第一種型式認証を受けた無人航空機は、同項第二号の第二種型式認証を受けたものとみなす。　（新設）

第二百三十六条の二十六　法第百三十二条の十六第四項の型式認証書の様式は、第二十九号の七様式のとおりとする。　（新設）

（型式認証の有効期間）

第二百三十六条の二十七　法第百三十二条の十六第六項の型式認証の有効期間は、三年とする。　（新設）

（型式認証の有効期間の起算日）

第二百三十六条の二十八　型式認証の有効期間の起算日は、当該型式認証に係る型式認証書を交付する日とする。ただし、当該型式について型式認証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに型式認証書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。　（新設）

（型式認証の変更）

第二百三十六条の二十九　法第百三十二条の十七第一項の承認を受けようとする者は、型式設計・製造過程変更申請書に当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

2　第二百三十六条の二十二第二項の規定は、前項の添付書類の提出の時期について準用する。

第二百三十六条の三十　第二百三十六条の二十三の規定は、前条の場合に準用する。　（新設）

第二百三十六条の三十一　法第百三十二条の十七第一項の承認は、新たに型式認証書を交付することによつて行う。　（新設）

（型式認証書の記載事項の変更）

第二百三十六条の三十二　型式認証又は型式認証の変更の承認を受けた者（以下「型式認証等保有者」という。）は、型式認証書の記載事項に変更（国土交通大臣が軽微と認めるものに限る。）を生じたため再交付を申請しようとするときは、型式認証書再交付申請書に、書換えの理由を証する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

2　国土交通大臣は、当該申請が正当であると認めるときは、型式認証書を再交付する。

（検査方法等）

第二百三十六条の三十三　法第百三十二条の十八第二項の規定による検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。　（新設）

一　型式認証等を受けた型式の無人航空機の製造に係る個別の無人航空機（以下この項において「型式認証等無人航空機」という。）が安全基準に適合することを確認するための検査を行うこと。

二　製造される型式認証等無人航空機が安全基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。

三　検査手順書に定める全ての事項を終了し、製造される型式認証等無人航空機がその型式認証等に係る型式に適合することを確認するまで型式認証等無人航空機を出荷しないこと。

四　型式認証等無人航空機ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録書を作成すること。

イ　検査を行つた無人航空機の型式認証書番号、型式及び製造番号

ロ　検査を行つた年月日及び場所